

# 大学日本語教員養成課程研究協議会 会則

## 1. 名称

本会の名称は、大学日本語教員養成課程研究協議会とする。略称を大養協とする。

## 2. 事務所

本会の事務所は、毎年4月1日に代表理事が定め、会報により会員に報告する。

## 3. 目的

本会の目的は、会員間の連絡・情報および資料の収集を行い、会員相互の親睦をはかり、もって大学日本語教員養成課程の発展に寄与することである。

## 4. 事業

第3項の目的を達成するため、本会は次の事業をおこなう。

- (1) 研究協議会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 情報・資料の収集
- (4) その他、目的達成に必要な事業

## 5. 会員

本会の会員は、大学における日本語教員養成課程に関係する教職員または研究者であって、会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする。

ただし、理事会の承認により、その他の者であっても特別会員あるいは賛助会員となることができる。

会員および特別会員・賛助会員は、会のおこなう事業に参加することができ、会報の配布を受ける。

## 6. 運営

### 理事会

本会の運営には、会員のなかから選ばれた理事会があたる。

理事の人数については別に定める。

理事のなかから、互選により代表理事を選出する。

代表理事は会を代表する。

代表理事は、理事会を年に一回以上招集するものとする。

理事会の議長は、代表理事があたる。

理事二名以上の要望があった場合は、代表理事は臨時理事会を招集しなければならない。

理事の選出方法および任期については、別に定める。

### 会員総会

代表理事は、会員総会を年に一回以上招集するものとする。

会員総会の議長は、その都度選出する。

会員二十名以上の要望があった場合は、代表理事は臨時会員総会を招集しなければならない。

### 監事

総会の議決により、監事を委嘱する。

監事の人数は別に定める。

監事の任期については別に定める。

### 委員会

理事会の議決により、必要な委員会を設置することができる。

委員の任期は別に定める。

#### 顧問

理事会は本会に顧問をおくことができる。

顧問は本会に関係する官公庁団体等の長等のなかから理事会が委嘱する。

顧問は本会の事業に関して意見を述べるができる。

#### 参与

理事会は本会に参与をおくことができる。

参与は本会に関係する官公庁団体等の職員等のなかから理事会が委嘱する。

参与はこの会の事業に関して理事会の諮問に答え、また理事会ならびに会員総会に出席して意見を述べるができる。

#### 細則

本会の運営に関する細則は、理事会の議決により別に定めることができる。

#### 7. 会費等

本会の会費の額は別に定める。

本会の予算および決算は、年一回会員に報告しなければならない。

#### 8. その他

本会の解散および会則の変更については、会員総会の承認を得なければならない。

付則：この会則は 1991 年 11 月 24 日から発効する。

この会則は 2003 年 10 月 11 日から発効する。

### 大学日本語教育研究協議会会費納入に関する規定

1. 大学日本語教育研究協議会(大養協)会費を、年間 2,000 円とする。
- 1-1. 会員は、前記の会費を年度末までに納入しなければならない。納入方法については、事務局が指示する。
2. 大学日本語教育研究協議会シンポジウム参加費を、1 回あたり 1,000 円とする。納入方法は事務局が指示する。
- 2-2. 非会員でシンポジウムの聴講を希望するものは、事務局の承認を得たうえで前記の参加費を納入しなければならない。

(2004 年 4 月 1 日より適用)

## 大学日本語教員養成課程研究協議会 会則細則

### 1. 事務所

本会は事務所を東京都八王子市宮下町476杏林大学外国語学部推名研究室内に置く

### 2. 理事

理事は選出は会員総会での互選とする  
本会の理事は9名によって組織する  
理事の任期は2年とする

### 3. 監事

監事の人数は2名とする  
監事の任期は2年とする

### 4. 会費等

本会の会費等の額は次のように定める

#### 会員

入会金 無料  
年会費 2千円

#### 特別会員

入会金 無料  
年会費 2千円

#### 賛助会員

入会金 無料  
年会費 一口3万円